



過剰約定（応札量より 1kW 多く約定する事象）の発生および事象発生時の取扱いについて

2026 年 5 月 19 日

一般社団法人 電力需給調整力取引所

4 月以降、需給調整市場システム（以下、「MMS」という）の約定処理（複合市場）において、応札量よりも 1kW 多く約定する事象が複数回発生しています。

本事象は最適化計算に用いるソルバーの特性によるものであることから、事象発生時は、取引規程第 61 条（臨機の処置）に基づき、以下の取扱い（以下、「本件取扱い」という。）とします。

但し、調整力提供者に過剰約定 1 kW 分について供出の意思があった場合（当該 1kW 分を他の電源に差替えた場合や当該電源に余力があり敢えて特段の対応を取らなかった場合）は本件取扱いを適用せず、通常通りの取扱いとします。

<事象発生時の取扱い>

- ・当該過剰約定分（1kW）については、原則として、MMS に代替不可として登録（代替不可申請）する。但し、やむを得ず代替不可申請が提出できなかった場合は、その旨を（本件事象に該当することが判明次第）すみやかに属地エリアの一般送配電事業者に申し出ることとする。
- ・取引規程（第 37 条、第 40 条）における地内系統混雑時の扱い同様、代替不可申請登録後の「属地エリアの一般送配電事業者への連絡、ならびに様式 23 の提出を不要とする」とともに、当該 30 分コマのペナルティ料金 I の算定上、倍率を 1.0 倍とし、第 41 条（アセスメント要件不適合時の対応）第 1 項における処分および第 41 条（アセスメント要件不適合時の対応）第 4 項の確認の対象外として扱うこととする。

<事象発生の周知>

- ・本事象が発生した場合、当該約定日の翌営業日までに、EPRX から、当該調整力提供者ならびに属地エリアの一般送配電事業者へ発生状況をメールにて周知する。

以 上